

# 家畜衛生だより

埼玉県中央家畜保健衛生所  
 電話：048-663-3071  
 緊急：090-2757-1650  
 Fax：048-666-8731  
 メール：m633071@pref.saitama.lg.jp

## 継続的な暑熱対策に取り組みましょう！

令和4年6月27日、記録的な早さで関東甲信越の梅雨明けが発表され、すでに厳しい暑さを迎えています。気象庁の3カ月予報によると、**今後の関東地方の平均気温は高くなる**確率が高く、降水量はほぼ平年並みと予報されています。引き続き暑熱対策の実施をお願いします。

### 暑熱対策のポイント

- 換気の改善・ファンの活用  
→畜体に直接風を当てて体温を下げたり、畜舎内にこもった熱を追い出すことができます。
- 施設の工夫  
→屋根に遮熱塗料を塗布したり、屋根裏に断熱材を入れることで畜舎に熱が伝わりにくくなります。屋根に散水するのも効果的です。
- エサの工夫  
→失われがちなミネラルを多く給与し、飼料の変敗に注意することが大切です。

こんなとき、牛は暑熱ストレスを感じます

- 気温 25 度以上
- 風がない
- 直射日光
- 湿度が高い



## ツマジロクサヨトウにご注意ください！



- ツマジロクサヨトウは南北アメリカ原産の農業害虫であり、畜産領域では特に**飼料用とうもろこしへの甚大な被害**が懸念されています。
- 日本では令和元年7月に初確認され、全国的な広がりを見せています。**昨年度は本県でも発生が確認**されました。

老齢幼虫



ツマジロクサヨトウの特徴

成虫



食害を受けた葉→

葉に不定形の穴が多数あく。幼虫は葉の根元にいることが多い。



参照：農水省 HP ツマジロクサヨトウに関する情報

お問い合わせ 中央家畜保健衛生所 畜産支援・安全対策担当  
 TEL 048-663-3071

疑わしい幼虫を発見したら、ご連絡ください！

# 令和4年度の自給飼料分析について

～硝酸態窒素濃度の測定のみ実施します～

- 昨年度に引き続き、硝酸態窒素濃度の測定を実施します。
- 今年度は受付期間を設けず、随時受付することとしました。
- 牛の異状の有無により、申込先・検査機関・検査方法が異なりますので御理解、御協力をお願いいたします。

たい肥の施用量が多いほ場で生産されたものや、若刈りをしたもの、乾草での利用は、硝酸態窒素が高濃度になる傾向があります。

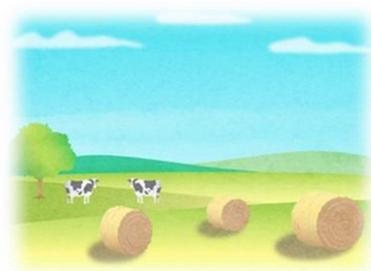
■対象飼料 県内の乳用牛・肉用牛飼養農家が生産した自給粗飼料

■分析項目 硝酸態窒素濃度、乾物率

■受付時期 随時

■申込先・検査機関

牛の異状の有無により、該当の申込先に御連絡ください。



牛の異状あり

- ・申込先 管轄の家畜保健衛生所  
(病性鑑定として対応)
- ・検査機関 中央家畜保健衛生所 病性鑑定担当
- ・検査方法 精密検査  
(液体クロマトグラフィーによる測定)

牛の異状なし

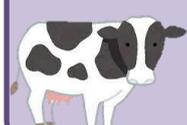
- ・申込先 管轄の農林振興センター農業支援部
- ・検査機関 管轄の農林振興センター農業支援部
- ・検査方法 簡易検査  
(メルコクアント試験紙等で測定)

お問合せ:中央家畜保健衛生所 畜産支援・安全対策担当  
TEL 048-663-3071

## ◆水質汚濁防止法に基づく排水規制について

■水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準のうち、畜産に係るアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、硝酸性窒素等）の暫定基準値が見直され、令和4年7月1日から施行されることになりました。この規制は、排水量にかかわらず総面積 200 m<sup>2</sup>以上の牛房を所有し、河川等の公共用水域に放流する場合に適用になります。

■また、平成23年4月1日以降、排出水（排出口ごと）は年に1回以上公定法による測定と、測定結果の記録・保存（3年間）が義務付けられています。汚水処理能力を良好に保つため、日頃の施設点検・整備、故障箇所の速やかな修繕をお願いします。



埼玉県飼養衛生管理指導等計画における  
令和4年度実施方針等を公表しました！



県では家畜伝染病予防法に基づき国が定めた飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日公表）に則り、令和3年度からの3年間の飼養衛生管理指導計画を定めています。

令和4年度における実施方針、重点実施事項、年間スケジュールを示しました。詳細は畜産安全課のホームページをご覧ください。

👉 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/index.html>

自家配合の場合でも、抗生物質、合成抗菌剤やインド産落花生油かすを含む飼料を製造する場合は飼料製造管理者の設置が必要です

飼料製造管理者講習会が開催されますので必要な方は受講してください。

- 開催日：令和4年11月28日(月)～12月2日(金)
- 申請期間：令和4年7月1日(金)～8月12日(金)
- 開催場所：さいたま新都心合同庁舎 2号館5階共用大研修室5A
- 申し込み・問い合わせ先

独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部

TEL：050-3797-1857

ホームページ：<http://www.famic.go.jp>

**中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）**

開所時間 平日 8:30～17:15

TEL：048-663-3071 FAX：048-666-8731

休日、夜間は緊急携帯電話に自動転送されます。（緊急携帯電話:090-2757-1650）